

入札説明書等に関する個別対話結果

1. 本書の位置づけ

本書は入札説明書等の補足内容であり、かつ入札説明書等と一体のものである。また、入札説明書等（要求水準書資料 1～31 を含む。）よりも本書の考え方が優先されるものとし、本書の優先順位は事業契約締結時に事業契約書に記載する方針とする。

なお、次頁以降に示す個別対話の内容は姫路市が要約したものであり、個別対話参加者（以下「参加者」という。）のうち、特定の者の意見を示すものではない。

2. 本書の構成

本書で示す内容は以下のとおりであり、次頁以降を参照すること。

- (1) サービス購入料 C における控除額の提案について
- (2) 様式 20-2、21-2-1、21-2-2 における年度表示について
- (3) 様式 23-5-1 の記載ルールについて
- (4) インフラの契約主体について
- (5) 履行保証保険について
- (6) 自主提案事業における SPC の収支について
- (7) 附属プールの夏季の営業期間内における多目的広場の営業方法について
- (8) 附属プール用地における自主提案事業の扱いについて
- (9) 自主提案事業のアルコール提供について
- (10) セット料金の提案における上限金額の考え方について
- (11) 火気について
- (12) 埋蔵文化財調査について
- (13) 建設業務のための資材置き場等について
- (14) 企業名等の表現について
- (15) 関心表明書について
- (16) 屋外 24 時間利用可能トイレの建蔽率について
- (17) 屋外 24 時間利用可能トイレと自主提案施設の一体整備について

(1) サービス購入料 C における控除額の提案について

ア 対話内容

参加者	・ 事業者の提案する自主提案事業収入のうち、サービス購入料 C の控除額の提案において、控除対象を明確にしていきたい。
姫路市	・ サービス購入料 C-1 とする。

イ 対応方針

入札説明書等 補足・変更内容	・ 事業者の提案する自主提案事業収入のうち、サービス購入料 C の控除額の提案における控除対象は、サービス購入料 C-1 とする。
-------------------	---

(2) 様式 20-2、21-2-1、21-2-2 における年度表示について

ア 対話内容

参加者	・ 様式 20-2「運営費見積書」、21-2-1「維持管理費見積書」、21-2-2「維持管理費見積書（修繕・更新計画書）」において、令和 23 年度を設ける意図はなにか。
姫路市	・ 様式として提案を求めない年度であるため、削除とする。

イ 対応方針

入札説明書等 補足・変更内容	・ 様式 20-2「運営費見積書」、21-2-1「維持管理費見積書」、21-2-2「維持管理費見積書（修繕・更新計画書）」において、令和 23 年度の行は削除とする。詳細は様式集（修正版）を確認すること。
-------------------	--

(3) 様式 23-5-1 の記載ルールについて

ア 対話内容

参加者	・ 様式 23-5-1 「収支計画」におけるキャッシュフローは「税込」で作成することを認めていただきたい。
姫路市	・ 入札金額との整合性を確認するため、「税抜」による作成を求めている。 ・ 様式 23-5-1 「収支計画」の記載ルールについては、後日回答する。

イ 対応方針

入札説明書等 補足・変更内容	・ 様式 23-5-1 「収支計画」は「税抜」とする。
-------------------	-----------------------------

(4) インフラの契約主体について

ア 対話内容

参加者	<ul style="list-style-type: none">・ 電気料金、水道料金等、インフラの契約主体は SPC、構成企業のいずれかであれば良いのか。・ 電気料金、水道料金等、インフラの契約主体は市となるのか。
姫路市	<ul style="list-style-type: none">・ インフラの契約主体については、後日回答する。

イ 対応方針

入札説明書等 補足・変更内容	<ul style="list-style-type: none">・ 電気料金、水道料金等、インフラの契約主体は SPC とする。
-------------------	--

(5) 履行保証保険について

ア 対話内容

参加者	・ 履行保証保険について、契約主体は事業契約書（案）のとおり SPC とするが、履行保証保険を運営、維持管理で2本としたい。
姫路市	・ 必要となった場合は同時に適用させること、事業契約書（案）に示す金額を満足できることが条件となる。 ・ 履行保証保険についての扱いは、後日回答する。

イ 対応方針

入札説明書等 補足・変更内容	・ 履行保証保険について、契約主体は事業契約書（案）のとおり SPC とし、履行保証保険を運営、維持管理で分けることは不可とする。
-------------------	---

(6) 自主提案事業における SPC の収支について

ア 対話内容

参加者	<ul style="list-style-type: none">・ 自主提案事業について、一部業務を構成企業が行う場合、構成企業が SPC に施設使用料や公園使用料を支払い、SPC は公園使用料のみ市に支払えばよいのか。
姫路市	<ul style="list-style-type: none">・ 要求水準書資料 18 に示す占有使用料を位置付けている諸室等において自主事業を行う場合、SPC は市に対し施設使用料を支払う必要はない。・ 要求水準書資料 18 に示す占有使用料を位置付けている諸室等以外において自主提案事業を行う場合は、要求水準書資料 20 に従い、必要な公園使用料等を、SPC が市に対し支払うことになる。

イ 対応方針

入札説明書等 補足・変更内容	<ul style="list-style-type: none">・ 要求水準書資料 18 に示す占有使用料を位置付けている諸室等において自主事業を行う場合、SPC は市に対し施設使用料を支払う必要はない。・ 要求水準書資料 18 に示す占有使用料を位置付けている諸室等以外において自主提案事業を行う場合は、要求水準書資料 20 に従い、必要な公園使用料等を、SPC が市に対し支払うことになる。・ ただし、施設使用料や公園使用料を SPC の支出として計上すること。
-------------------	---

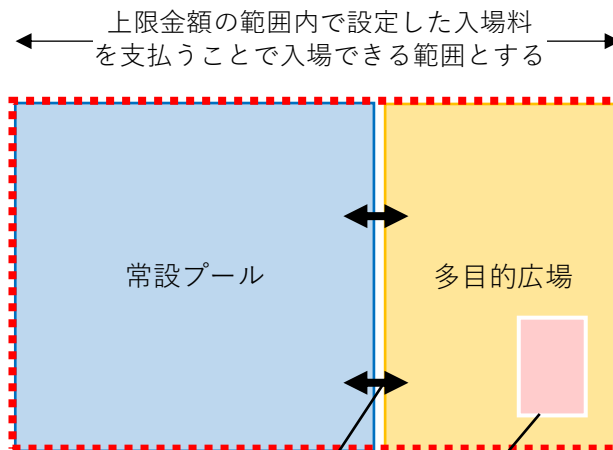
(7) 附属プールの夏季の営業期間内における多目的広場の営業方法について

ア 対話内容

参加者	<ul style="list-style-type: none"> 附属プールの夏季の営業期間の利用時間（要求水準書 p 57）内において、多目的広場のみに対し、入場料を設定することは可能か。
姫路市	<ul style="list-style-type: none"> 附属プールの入場料は、常設プールと多目的広場の入場及び利用を含んだ考え方である。 夏季の営業期間の利用時間（要求水準書 p 57）内において、多目的広場に別途入場料を設定し全面を占有的に利用する提案は不可とする。 多目的広場の役割について、市の趣旨としては、通年利用の課題を多目的広場で補いたい考えである。ただし、広場の一部を活用した自主提案事業の提案を制限するものではない。また、多目的広場は夏季においては附属プールの入場料のみで利用できる休憩スペースとして機能する考えである。

イ 対応方針

入札説明書等 補足・変更内容	<ul style="list-style-type: none"> 夏季の営業期間の利用時間（要求水準書 p 57）内において、多目的広場の全面を占有的に利用する提案は不可とする。ただし、広場の一部を活用した自主提案事業の提案を制限するものではない。 具体的な条件は下図イメージのとおりとする。なお、下図は入札説明書等を補足するものであり、姫路市の評価の考え方を表すものではなく、かつ提案の詳細を制限するものではない。
-------------------	--



- ・ 上限金額の範囲内で設定した入場料を支払えば、行き来出来ること
- ・ 夏季の営業期間内においても、附属プール用地内において自主提案事業は可とする。
- ・ また、多目的広場においては、休憩スペースを設けた上で、上図のように、エリアを限定し、多目的広場内に有料ゾーン（有料設備）を設けることは可とする。

(8) 附属プール用地における自主提案事業の扱いについて

ア 対話内容

参加者	<ul style="list-style-type: none"> 附属プールの夏季の営業時間は利用時間（要求水準書 p 57）を超えて設定することができるのか。また、その場合の入場料の設定はどのように考えればよいか。
姫路市	<ul style="list-style-type: none"> 夏季の営業期間における附属プールの営業時間は提案による。夏季以外も同様とする。なお、利用時間は入札説明書等に関する質問回答書No.241 のとおり、原則によらず、事業者の提案によるものとする。 附属プールの入場料の設定について、夏季の利用時間中の営業は、要求水準書資料 18 に示す上限金額内とすること。ただし、設定した入場料以外の利用料金等を徴収する場合は、自主提案事業として上限金額を超えて提案することも可能である。その場合は営業内容に応じて要求水準書資料 20 に示す使用料等を市に支払うことになる。 一方、前述の提案を上限金額内で行う場合は要求水準書に示す業務内としてみなす。ただし、一部自主事業を行う場合は当該事業のみに対し、別途使用料等が発生する。この考え方は夏季以外も同様とする。

イ 対応方針

入札説明書等 補足・変更内容	<ul style="list-style-type: none"> 附属プール用地における自主提案事業の扱いは下図イメージのとおりとする。 要求水準書資料 20 に示す「市公園条例に基づく使用料」の算定は、「姫路市立公園条例」及び「姫路市立公園条例施行規則」に基づくものとする。 下図は入札説明書等を補足するものであり、姫路市の評価の考え方を表すものではなく、かつ提案の詳細を制限するものではない。
-------------------	---

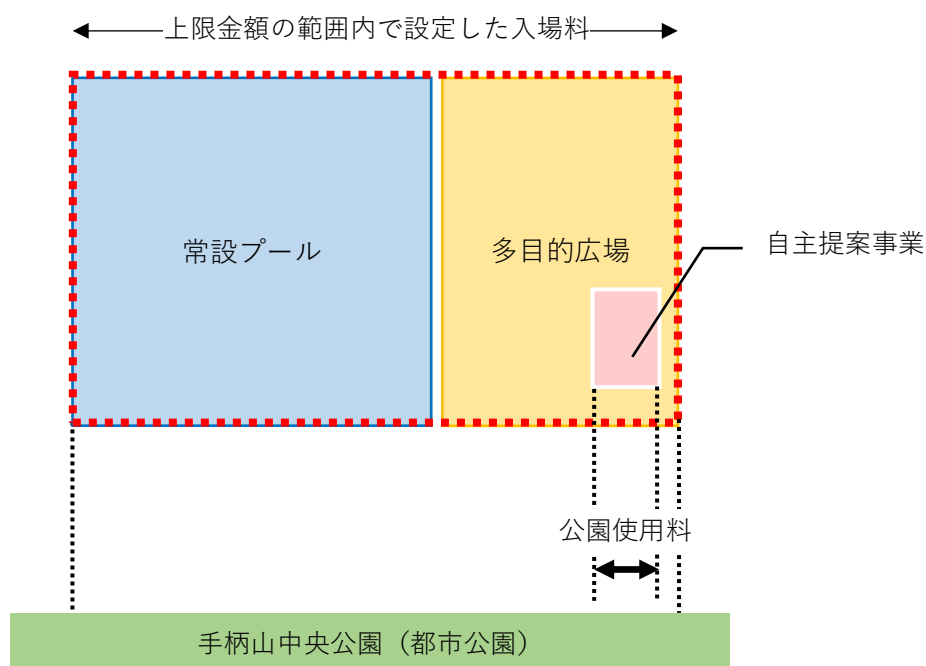
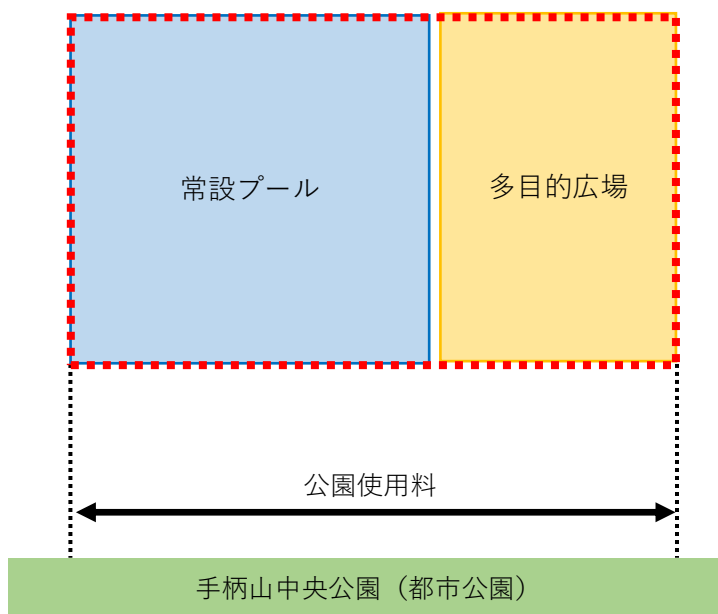


図 (9) -1 : 夏季の営業期間内の例

←上限金額の範囲を超えて設定した入場料→

(自主提案事業の使用範囲は提案による)



図(9)-2: 夏季の営業期間内の利用時間外の例

(9) 自主提案事業のアルコール提供について

ア 対話内容

参加者	・ 自主提案事業においてアルコールの提供は可能か。
姫路市	・ 自主提案事業におけるアルコールの提供は可とする。ただし、公共施設であることを十分認識の上、スポーツ施設の利用者の安全に十分に配慮した提供制限、飲酒マナー管理等を行っていただきたい。 ・ なお、自主提案施設として飲酒を主目的とする店舗を置くことは不可とする。

イ 対応方針

入札説明書等 補足・変更内容	・ 自主提案事業におけるアルコールの提供は可とする。ただし、公共施設であることを十分認識の上、スポーツ施設の利用者の安全に十分に配慮した提供制限、飲酒マナー管理等を行うこと。 ・ なお、自主提案施設として飲酒を主目的とする店舗を置くことは不可とする。
-------------------	--

(10) セット料金の提案における上限金額の考え方について

ア 対話内容

参加者	・ 利用料金の設定において、セット料金の提案は可能か。また上限金額はどのように考えればよいか。
姫路市	・ セット料金の提案は可能である。 ・ セット料金の上限金額は、要求水準書資料 18 に規定のある上限金額のうち、組み合わせる諸室等の上限金額の合計を上限とする。

イ 対応方針

入札説明書等 補足・変更内容	・ セット料金の提案は可能とする。 ・ セット料金の上限金額は、要求水準書資料 18 に規定のある上限金額のうち、組み合わせる諸室等の上限金額の合計を上限とする。
-------------------	--

(11) 火気について

ア 対話内容

参加者	・ 本件施設用地内において火気を使用する提案は可能か。
姫路市	・ 管理者である事業者が適切に管理できる火気使用において、提案可能である。

イ 対応方針

入札説明書等 補足・変更内容	・ 本事業において、法令等を遵守し、管理者である事業者が適切に管理できる場合に限り、火気の使用を認める方針とする。
-------------------	---

(12) 埋蔵文化財調査について

ア 対話内容

参加者	・ 市の実施した埋蔵文化財調査の結果を教えてください。
姫路市	・ 市の実施した確認・試掘調査の結果、遺構・遺物は確認されなかった。 ・ 調査結果は後日公表する。

イ 対応方針

入札説明書等 補足・変更内容	・ 市の実施した試掘調査の概要は別紙「確認・試掘調査実績報告書」のとおりである。
-------------------	--

(13) 建設業務のための資材置き場等について

ア 対話内容

参加者	・ 建設業務のための資材置き場等として、使用できる土地はあるか。
姫路市	・ 文化センター跡地を想定している。 ・ ただし、事業者が使用できる面積や使用可能時期は決定していないため、落札者決定後、市と事業者が協議することになる。 ・ なお、事業者が当該敷地を本事業の建設業務のために使用する場合、無償で使用できるものとする。

イ 対応方針

入札説明書等 補足・変更内容	・ 建設業務のための資材置き場や工事車両の駐車場として、市は事業者に対し文化センター跡地を無償で使用させることを想定している。 ・ ただし、事業者が使用できる面積や使用可能時期は決定していないため、落札者決定後、市と事業者が協議することになる。
-------------------	---

(14) 企業名等の表現について

ア 対話内容

参加者	<ul style="list-style-type: none">・ 提案資料において、企業名の表現はどのようにすればよいか。・ 具体的な企業名、人名が判別できなければよいのか、墨消しとするのか、条件を示していただきたい。・ 正本と副本とで表現を変える場合、提案資料を2種類作成することになるため、提案資料作成の労務が増えることはさけていただきたい。
姫路市	<ul style="list-style-type: none">・ 副本における企業名等の表現について、後日公表する。

イ 対応方針

入札説明書等 補足・変更内容	<ul style="list-style-type: none">・ 提案資料の内、副本においては、具体的な企業名、人名が特定または推測できない表現とすること。ただし、様式14「提案資料提出書」及び様式15-1「要求水準に関する誓約書」におけるグループ名及び代表企業又は受任者の所在地、商号、代表者又は受任者職氏名は墨消し処理を行い、提出すること。
-------------------	---

(15) 関心表明書について

ア 対話内容

参加者	<ul style="list-style-type: none">・ 関心表明書は様式集に規定されるもの以外、提出は不要なのか。また提出した場合の取り扱いを教えてください。
姫路市	<ul style="list-style-type: none">・ 関心表明書は様式 17-5「資金調達計画及び返済計画」に規定されるもの以外提出不要である。・ 市は、市が要求する以外の関心表明書を受領しないものとする。・ 関心表明書の扱いについては、後日公表する。

イ 対応方針

入札説明書等 補足・変更内容	<ul style="list-style-type: none">・ 関心表明書は様式 17-5「資金調達計画及び返済計画」に規定されるもの以外、提出禁止とする。・ 提案資料内においては、関心表明書に係る記述、及びデータ添付も禁止とする。
-------------------	---

(16) 屋外 24 時間利用可能トイレの建蔽率について

ア 対話内容

参加者	・ 屋外 24 時間利用可能トイレは建蔽率制限に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。
姫路市	・ 屋外 24 時間利用可能トイレの建蔽率については再度確認し、後日回答する。

イ 対応方針

入札説明書等 補足・変更内容	・ 建築基準法第 53 条第 6 項第 2 号の規定では、同条第 1 項から第 5 項までの規定を適用しない、となっており、都市公園法第 4 条に規定する建蔽率の制限の適用を除外する規定ではありません。よって、当該トイレの建築面積は都市公園法の建蔽率制限の対象となります。
-------------------	--

(17) 屋外 24 時間利用可能トイレと自主提案施設の一体整備について

ア 対話内容

参加者	・屋外 24 時間利用可能トイレは、本件施設及び自主提案施設と一体的に整備することは可能でしょうか。
姫路市	・屋外 24 時間利用可能トイレは、市が直営で維持管理・修繕を行うものであるため、本件施設及び自主提案施設と一体的に整備することは不可とする。

イ 対応方針

入札説明書等 補足・変更内容	・屋外 24 時間利用可能トイレは、市が直営で維持管理・修繕を行うものであるため、本件施設及び自主提案施設と一体的に整備することは不可とする。
-------------------	---